

メンタルヘルス（4）

今回は、厚生労働省が平成18年3月に策定した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（以下「指針」という）に基づいて、メンタルヘルスケアの推進方法について、説明します。

衛生委員会等における調査審議
メンタルヘルスケアの推進に当たっては、事業者が労働者等の意見を聴いた上で、事業場の実態に即した取組を行うことが必要です。また、心の健康問題に適切に対処するためには、産業医等に助言を求めることが必要となります。

このためにも、労使・産業医、衛生管理者等で構成される「衛生委員会」などを活用することが効果的です。後で説明する「心の健康づくり計画」の策定や、その実施体

心の健康づくり計画の策定
メンタルヘルスケアは、中・長期的視点に立ち、事業場の実態に即した取組が継続的・計画的に行われるようになります。

このため、事業者は、先ほど

説明しましたように、衛生委員会等において、十分に調査審議を行った上で「心の健康づくり計画」を策定することが必要です。

進
メンタルヘルスケアの推進に当たっては、以下の「4つのケア」が継続的・計画的に行われることが重要です。

①セルフケア
労働者自身がストレスや心の健康について把握・理解し、自らストレスを予防・軽減したり、対処すること

年3月に策定した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（以下「指針」という）に基づいて、メンタルヘルスケアの推進方法について、説明します。

50人未満の小規模な事業場においては、衛生委員会等を設置する法的義務はありませんが、心の健康づくり計画の策定やその実施に当たっては、労働者の意見が反映されるように配慮すべきです。

50人未満の小規模な事業場においては、衛生委員会等を設置する法的義務はありませんが、心の健康づくり計画の策定やその実施に当たっては、労働者の意見が反映されるように配慮すべきです。

心の健康づくり計画の策定

メンタルヘルスケアは、中・長期的視点に立ち、事業場の実態に即した取組が継続的・計画的に行われるようになります。

このため、事業者は、先ほど

説明しましたように、衛生委員会等において、十分に調査審議を行った上で「心の健康づくり計画」を策定することが必要です。

①事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明に
②事業場における心の健康づくりの体制の整備に關すること
③事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスケアの実施に關すること

④メンタルヘルスケアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に關すること
⑤労働者の健康情報の保護に関すること
⑥心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに關すること
⑦その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に關すること

事業場内の産業医や衛生管理者など、事業場内産業保健スタッフ等が事業場の心の健康づくり対策の提言を行うとともに、その推進を担い、労働者及び管理者監督者を支援すること

④事業場外資源によるケア

事業場外の機関及び専門家を活用し、その支援を受けること



田中伸山
下江法律
事務所
副所長・
弁護士

機動力と総合力の広島最大級事務所！迅速な対応のための予防法務=顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office
広島弁護士会所属

契約書チェック 債権回収 労務問題など

企業法務専門サイトあります
<http://www.hiroshima-kigyo.com>

山下江 検索

◆離婚・相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！
◆債務整理、交通事故：着手金￥0-



予約電話受付
平日9～19時
土曜10～17時



相談専用
フリーダイヤル
0120-7834-09